特定非営利活動法人石州きずなの里定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人石州きずなの里 と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を島根県浜田市三隅町向野田 533 番地 10 に置く。

(目的)

第3条 この法人は、障がい者や高齢者、そしてその家族がこの地域で安心して生活できるよう、対象者のニーズに応じた日常生活支援に関する事業を行うと共に地域資源を活かした事業に取り組み、地域との共生を図ることで、地域の福祉及び地域活性化に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に揚げる種類の特定非営利活動を行う。

特定非営利活動に係る事業

- (1) 保険、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 経済の活性化を図る活動
- (9) 前各号に揚げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(活動に関わる事業の種類)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利に係る事業を行う。
 - (1) 障害者総合支援法に関する事業
 - (2) 介護支援制度に関する事業
 - (3) 地域活動支援センターの運営に関する事業
 - (4) 老人福祉法施設に関する事業
 - (5) 在宅者支援に関する事業
 - (6) 子育て支援に関する事業
 - (7) 地域資源の活用と経済活動の活性化に関する事業

- (8) まちづくりに関する事業
- (9) ボランティア活動
- (10) 交流会の開催事業
- (11) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法における社員とする。
 - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

- 第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。
 - 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 3 理事長は前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付けた書面をもって本人にその旨を 通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会費は、総会に於いて別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
 - (1) 退会した時。
 - (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 継続して2年以上会費を納入しないとき。
 - (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会に於いて正会員総数の3分の2以上の議決に基づき、 除名することが出来る。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) この法人の定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品等の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

- 第13条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
 - 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(役員の選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会に於いて正会員の中から選任する。
 - 2 理事長及び副理事長は、理事会において互選する。
 - 3 理事及び監事は、相互に兼ねる事はできない。
 - 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員の職務)

- 第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。その他の理事については、法人の業務について、この法人を代表しない。
 - 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会を構成しこの定款の定め、及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 4 監事は、次に揚げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会 の招集を請求すること。

(役員の任期)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期限とする。
 - 3 役員は、辞任の後に於いても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
 - 4 後任役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を 延長することができる。

(役員の解任)

- 第 17 条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会に於いて、正会員総数の 3 分の 2 以上の議決に基づきこれを解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の補充)

第 18 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅延なくこれを補充しなければならない。

(役員の報酬)

- 第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受ける事ができる。
 - 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総 会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び収支決算
 - (6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬
 - (7) 入会金及び会費の額
 - (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担 及び権利の放棄。
 - (9) 事務局の組織及び運営
 - (10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第23条 通常総会は、毎年1回開催する。
 - 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により監事から招集があったとき。

(総会の招集)

- 第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
 - 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくと も5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会する事ができない。

(総会の議決)

- 第 27 条 総会の議事は、この定款で特別に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可 否同数の場合には、議長の決するところによる。
 - 2 総会の議決は、この定款に定めるもののほか、決議について特別の利害関係を有する正会員を除く 出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

- 第 28 条 やむを得ない理由の為総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
 - 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

- 第29条 総会の議決については、次に揚げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在員数、出席数及び出席者氏名(団体会員にあっては、名称及び出席者名、書面表決者及び、表決委任者にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名捺印をしなければならない。

(事務局)

第30条 総会の事務局には、事務局長がこれに当たる。

第5章 理事会

(理事会の構成)

- 第31条 理事会は理事をもって構成する。
 - 2 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事会の権能)

- 第32条 理事会はこの定款で別に定められるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

- 第33条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会は毎事業年度1回以上必要な時に理事長が招集する。
 - (2) 理事長が必要と認めたとき。
 - (3) 理事の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって開催の請求があったとき
 - (4) 第15条第4項第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(理事会の招集)

- 第34条 理事会は、理事長が招集する。
 - 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その請求があった日から2 0日以内に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも、5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議事)

- 第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
 - 2 理事会の議事は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く出席した理事の過半数をもって

決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3 監事は理事会に出席して意見を述べることが出来るものとする。

(理事会の定足数等)

第36条 理事会には、第26条から第29条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中 「総会」及び「正会員」にあたるのは、それぞれ、「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第37条 この法人の資産は、次の各号に揚げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 寄附金品
 - (4) 財産から生ずる収入
 - (5) 事業に伴う収入
 - (6) その他の収入

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。 (経費の支弁)

第39条 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第40条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経て定める。

(暫定予算)

- 第 41 条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決 を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。
 - 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算等)

- 第42条 この法人の、事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業 年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
 - 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第43条 この法人が資金の借り入れをしようとするときは、その事業年度収入をもって償還する短期借入金 を除き、総会に於いて3分の2以上の議決を得なければならない。 (事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置等)

- 第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
 - 2 事務局の職員は、理事長が任命する。
 - 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会に於いて正会員総数の3分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決 を経、かつ軽妙な事項に係る変更以外のものについては、所轄庁の認証を得なければ変更すること ができない。

(解散)

- 第47条 この法人は、特定非営利活動促進法第31条第1項第3号から7号の規定によるほか、総会に於いて 正会員総数の4分の3以上の議決を経て解散する。
 - 2 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能により解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が解散したときに残存する財産の帰属は、理事会で協議し臨時総会の議決を経て定める。

(合併)

第49条 この法人は、総会に於いて正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得て、他の 特定非営利活動法人と合併することができる。

第9章 書類の備置き及び閲覧

(閲覧)

第50条 会員及び利害関係人から前条の書類及び定款若しくはその認証若しくは登記に関する書類の写しの

閲覧請求があったときは、これを拒む正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第 10 章 補 則

(公告)

第51条 この法人の公告は、官報に掲載してこれを行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の広告及び法35条第2項に規定する合併の承認後の異議申し立ての公告については、この法人の重たる事務所の掲示板に掲示して行う。

(委任)

第52条 この定款の執行について必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人が設立した日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、 平成 29年 3月 31日までとする。

理事長嶧田早代見副理事長川神由理理事奥静雄理事平木保志子理事佐田フサ子監事田中年子監事川神秀雄

- 3 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から平成28年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に揚げる額とする。

(1) 入会金 正会員

1,000円

賛助会員

0円

(2) 年会費 正会員

2,000円

賛助会員 一口 1,000円(一口以上何口でも可)

附 則

この定款の変更は、総会の議決日(平成29年 1月20日)から施行する

附 則

この定款の変更は、総会の決議日(平成30年6月29日)から施行する

附 則

この定款の変更は、所轄庁の定款変更認証日(令和3年7月14日)から施行する

これは、当法人の定款である。

島根県浜田市三隅町向野田 533 番地 10 特定非営利活動法人石州きずなの里 理事長 川神 由理

(EI)